

宮代町議会の個人情報の保護に関する条例（骨子案）

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の改正に伴い、令和5年4月1日から、地方公共団体の執行機関に直接適用される個人情報保護法の規定が、地方議会は原則として適用対象外とされており、議会における個人情報の取扱いについて、議会独自の「宮代町議会の個人情報の保護に関する条例」の制定を行います。

1 背景

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立、個人情報保護制度の国際的な調和を図ることを目的に、令和3年（2021年）5月19日公布のデジタル社会形成整備法により、個人情報保護法が改正されました。従来、個人情報取扱事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等に係る個人情報の保護については、それぞれが別の法令に定められていましたが、これらが個人情報保護法に統合され、かつ、国の機関である個人情報保護委員会が当該法律を統一的に解釈運用することとなりました。

これにより、全国的な共通ルールの下で、個人情報保護法の的確な運用が図られることになりましたが、地方公共団体の執行機関に直接適用される個人情報保護法の規定が、地方議会は原則として適用対象外とされており、議会における個人情報の取扱いについて、議会独自の個人情報保護条例を制定するものです。

2 改正後個人情報保護法と議会の適用関係

改正後個人情報保護法（以下「改正法」という。）では、原則として、議会は適用除外とされましたが、改正法第5条では「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」と定義されました。これを踏まえ、改正法との整合性を図るため、第5章「行政機関等の義務等」の規定にほぼ対応する形で、議会独自の個人情報保護条例を制定する必要があります。

3 条例制定の要旨

条例制定にあたっては、改正法が直接適用される執行機関側と、適用されない議会側の、保有する個人情報の開示や訂正及び利用停止などの手続きや個人情報の取扱いに差異が生じることを避けるため、改正法の「第5章 行政機関等の義務等」の各条の規定に対応するよう作成します。

作成にあたっては、次の3点等に留意する必要があります。

- ① 個人情報の対象としては、基本的には議会事務局が保有する個人情報を想定し、各議員が取得する個人情報は対象としないこと。
- ② 機関として負うべき義務を課す場合は「議会」、個人情報の開示や訂正など具体的な手続きや処分等を行う場合の権限行使の主体としては「議長」と定めること。

- ③ 現行の宮代町個人情報保護条例と改正法の相違点について精査したうえで、執行部の取り扱いと差異が生じないこと。

4 新条例で定める内容（案）

(1) 第1章 総則 (P2)

条例の目的、定義、議会の責務について定めます。

定義する用語は「個人情報」、「個人識別符号」、「保有個人情報」、「個人関連情報」等です。

(保有個人情報) P5

議会事務局の職員が職務上作成し、又は取得した「公文書」とします。改正法では「行政文書」と定めていますが、宮代町個人情報保護条例の規定に基づき「公文書」とします。

(2) 第2章 個人情報等の取扱い (P13)

議会における個人情報の保有の制限、利用目的の明示、従事者の義務、利用及び提供の制限等について定めます。

(3) 第3章 個人情報ファイル等 (P34)

議会が保有している特定の個人情報を容易に検索できるよう体系的に構成した個人情報ファイルの内容を記載した帳簿のうち、一定の内容、規模等を有するものを個人情報ファイル簿として作成・公表すること等について定めます。

(個人情報ファイル簿) P37

作成・公表の数については、執行部と差異がないように規程に反映させます。また、現行の個人情報取扱事務登録簿は廃止します。

(4) 第4章 開示、訂正および利用停止 (P39)

自己を本人とする個人情報の開示、訂正および利用停止等の権利、手続等について定めます。

① 第1節 開示

議会が保有する自己の個人情報の開示を請求する権利、開示請求の手続、開示請求に対する措置、開示決定等の期間等について定めます。

(開示請求権) P39

本人の委任による代理人により開示請求等（開示・訂正・利用停止請求）が行われた場合、特に必要があると認めるとき本人の意思を確認することができるものとします。

(不開示情報) P41

宮代町情報公開条例との整合性を確認し、執行部と差異がないように規程に定めます。

(開示決定等の期限) P49

開示決定等（開示・訂正・利用停止請求）は、現行の運用を維持し、開示請求があった日から15日以内とします。

例外として、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は、30日以内に限り延長できることとします。現行条例では45日以内と定めていますが、改正法の上限を超えることができないため、当該期間を短縮し、改正法と同様の30日以内とします。

(参考)

	改正法	現行条例	新条例
開示決定等の期限（原則）	30日	15日	15日
開示決定等の期限（特例）	30日	45日	30日
合計	60日	60日	45日

(開示の実施) P54

改正法では、開示決定後に開示の方法等を申出、30日以内に開示となりますが、現行の運用（開示決定通知に方法等を記載する取り扱い）を維持します。

(開示請求に係る手数料) P56

開示請求に係る手数料は、現行の運用を維持し、無料とします。

ただし、資料の写しの交付により開示を受ける場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、当該開示請求者の負担とすることとします。

② 第2節 訂正 P57

議会が保有する個人情報の内容が真実ではないと思料する者からの訂正を請求する権利、訂正請求の手続、訂正請求に対する措置、訂正決定等の期限等について定めます。

③ 第3節 利用停止 P63

議会が保有する個人情報について、この条例の定める事項に違反して保有、提供等される場合に、利用停止、消去等を請求する権利、利用停止請求の手続、利用停止請求等に対する措置、利用停止等決定等の期限等について定めます。

④ 第4節 審査請求 P67

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又はこれらの決定に係る請求への不作為に係る審査請求等の手続について定めます。

(審査会への諮問) P68

議会では附属機関を設置できないとされていることから、審査請求があった場合は、執行部の附属機関である審査会に諮問できるよう、審査会条例を改正し、当該担当事務を追加します。

(5) 第5章 雑則 P71

未整理の保有個人情報に関する適用除外、開示請求等をしようとする者への情報提供、苦情処理、審議会、施行状況の公表等について定めます。

(審議会への諮問) P73

審査会同様、議会では附属機関を設置できないとされていることから、審議会については、執行部の附属機関である審議会に諮問できるよう、審議会条例を改正し、当該担当事務を追加します。

(6) 第6章 罰則 P73

職員、委託事務に従事する者又は派遣労働者（これらの者であった者を含む。）が、正当な理由なく個人情報ファイルを提供した場合、これらの者が不正な利益を図る目的で提供又は盗用した場合等の罰則を定めます。

(罰則) P73

現行条例では罰則規定はなかったが、改正法により執行部が適用を受けることから定めるものです。

(7) 附則 P77

施行期日、経過措置等を定めます。

(施行期日)

令和5年4月1日施行とします。

(経過措置)

現行条例に罰則規定がないことから、経過措置はありません。

5 今後のスケジュール（案）

審議会の答申を受けて、条例案が作成できたら、地方検察庁と協議を行います。協議が整い次第、令和4年12月定例会又は令和5年3月定例会に新条例案を提案する予定です。